

「地域における成年後見制度利用促進に向けた
体制整備のための手引き」
成年後見制度利用促進体制整備委員会より



中核機関の役割

本「手引き」では、中核機関に求められる役割として以下の3つを位置付けています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

(※「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指します。詳細は本章をご参照ください)

本章では「中核機関の役割」を明らかにするとともに、中核機関を設置・運営し、権利擁護支援の地域連携ネットワークが動きだすことで、「期待される効果」を示します。

なお、中核機関等の立ち上げ・整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）及び具体的な体制整備の方策等については、「**II 中核機関等の整備に向けた取組**」で詳述しています。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

(1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」、「協議会」～

国基本計画では、「地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性」にて、中核機関の役割と地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等が以下のように述べられています。

3(2)(3)地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。(以下略)

(国基本計画 P11 より抜粋)

まずは、地域において連携を推進する地域連携ネットワークの基本的仕組みと中核機関の役割について、概念の整理を行います。

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています（国基本計画 P10-11）。

本手引きでは、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理します。

※なお、それぞれの用語について、国基本計画における記述ぶり等については卷頭の用語解説を、より具体的な説明については第Ⅲ章（p.52～54）をご参照ください。

○チーム

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。基本的には、日常生活圏域（場合によっては自治体圏域）で完結する場合が多いと思われます。

○中核機関

本手引きでは、国基本計画で提示されている中核機関の様々な役割について、

ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、

その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

という3つに集約・整理します。

ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、各地域において様々な関係者の参加のもと、全体構想（基本構想）について協議し、描いていく必要性については、第Ⅰ章にて述べたとおりです。中核機関は、全体構想の設計と実現に向け、工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程や協議時に関係者のコーディネートを行う等、いわば地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくための「司令塔機能」を有していると考えられます。

イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

国基本計画では、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等（※説明は後述）の体制をつくり、地域課題の検討・調整・解決などを行うことが必要とされています。この「協議会」等に自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、適切に運営していくためには、事務局の機能が重要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が、協議会の事務局機能を担うことが適切と考えられます。

ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

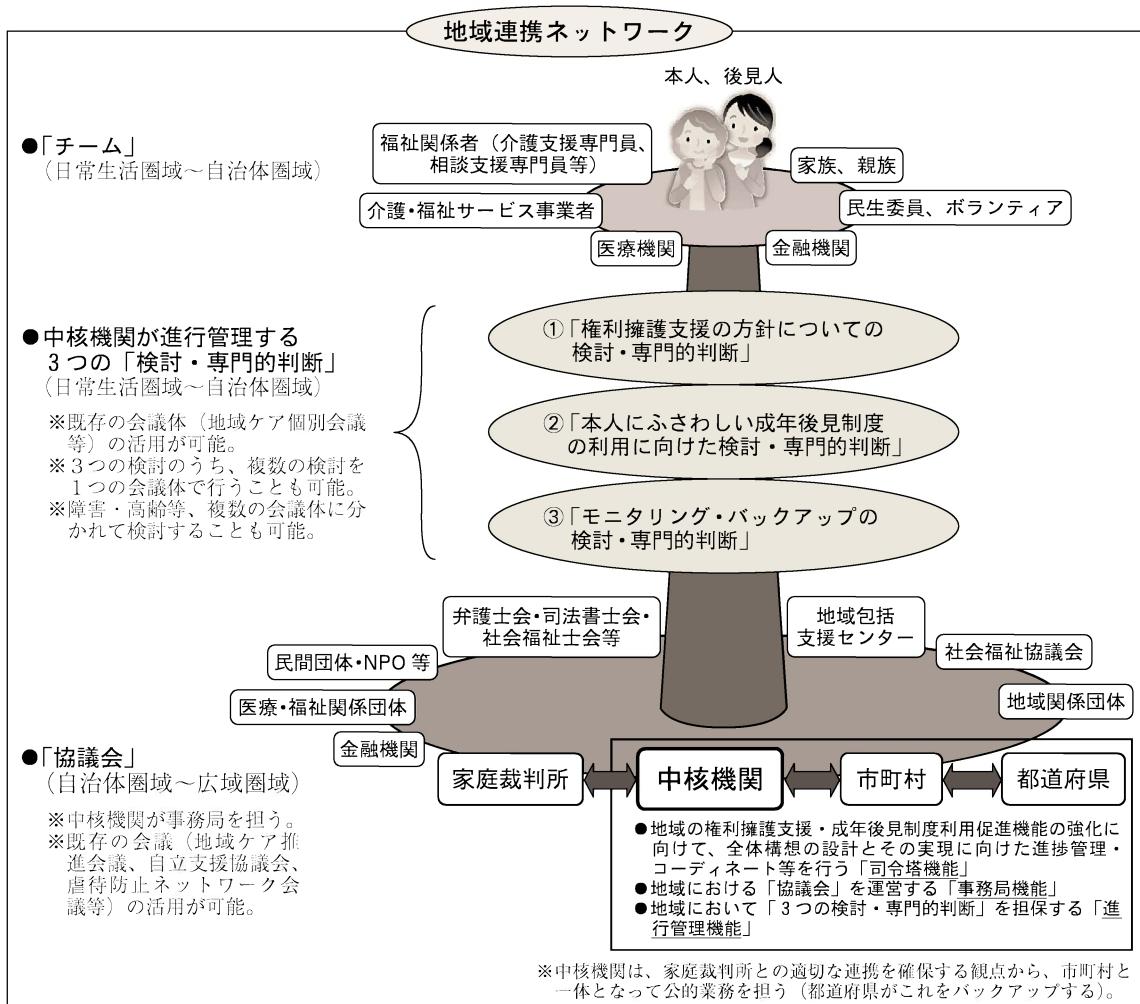
であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。これらの検討・専門的判断は、主に日常生活圏域～自治体圏域で行われることが想定されますが、専門性の高い問題等については、更に広域での検討・判断が必要な場合もあると想定されます。

○協議会

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に發揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されます。

図Ⅱ－1 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。